

## 役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知・豊川用水振興協会（以下「この法人」という。）の定款第14条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4)評議員とは、定款第11条に基づき置かれた者をいう。
- (5)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、単身赴任手当をいう。
- (6)費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。その額は、別表の基準を超えない範囲で評議員会が決定して支給する。

2 非常勤役員及び評議員には、報酬を支給することができる。その額は別表のとおりとする。

(単身赴任手当)

第4条 常勤役員で単身生活することを常況とする場合は、職員の給与及び旅費に関する規程第5条(以下「給与等規程」という。)に準じて単身赴任手当を支給することができる。

(通勤手当)

第5条 常勤役員には、その通勤の実態に応じて、給与等規程第6条に準じて通勤手当を支給することができる。

(支給方法)

第6条 常勤役員の報酬等は、第3条第1項で決定された年間報酬等額を12で除した額を毎月、職員の例により支給する。

2 非常勤役員及び評議員の報酬の支給方法は、この法人の理事会、評議員会に出席した都度支給する。

3 新たに常勤役員となった者は、常勤役員となった日の属する月から報酬等を支給する。

4 常勤役員が退職又は死亡したときは、退職又は死亡した日の属する月まで報酬等を支給する。

(退職手当)

第7条 常勤役員の退職手当は支給しない。

(費用弁償)

第8条 役員及び評議員が、この法人の用務のため旅行した場合は、給与等規程第17条に準じて旅費を支給することができる。

(端数処理)

第9条 この規程の定めるところによる報酬等計算において生じた円未満の端数の処理は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)の定めるところに準じて行う。

(改正)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人愛知・豊川用水振興協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 「財団法人愛知・豊川用水振興協会役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程」及び「財団法人愛知・豊川用水振興協会役員等退職慰労金及び功労金要領」は廃止する。
- 3 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成26年6月30日から施行する。
- 5 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成27年11月10日から施行する。

別表(第3条関係)

役員等の報酬等の内容

項 目	内 容
常勤役員の報酬等額	880万円/年 以内
非常勤役員及び評議員の報酬額	1万円/日